

宝塚市告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定により準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定により準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項の規定により準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を宝塚市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年（2026年） 4月 1日

宝塚市

上記代表者 宝塚市長 森 臨 太 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画地区計画・宝塚山手台地区地区計画

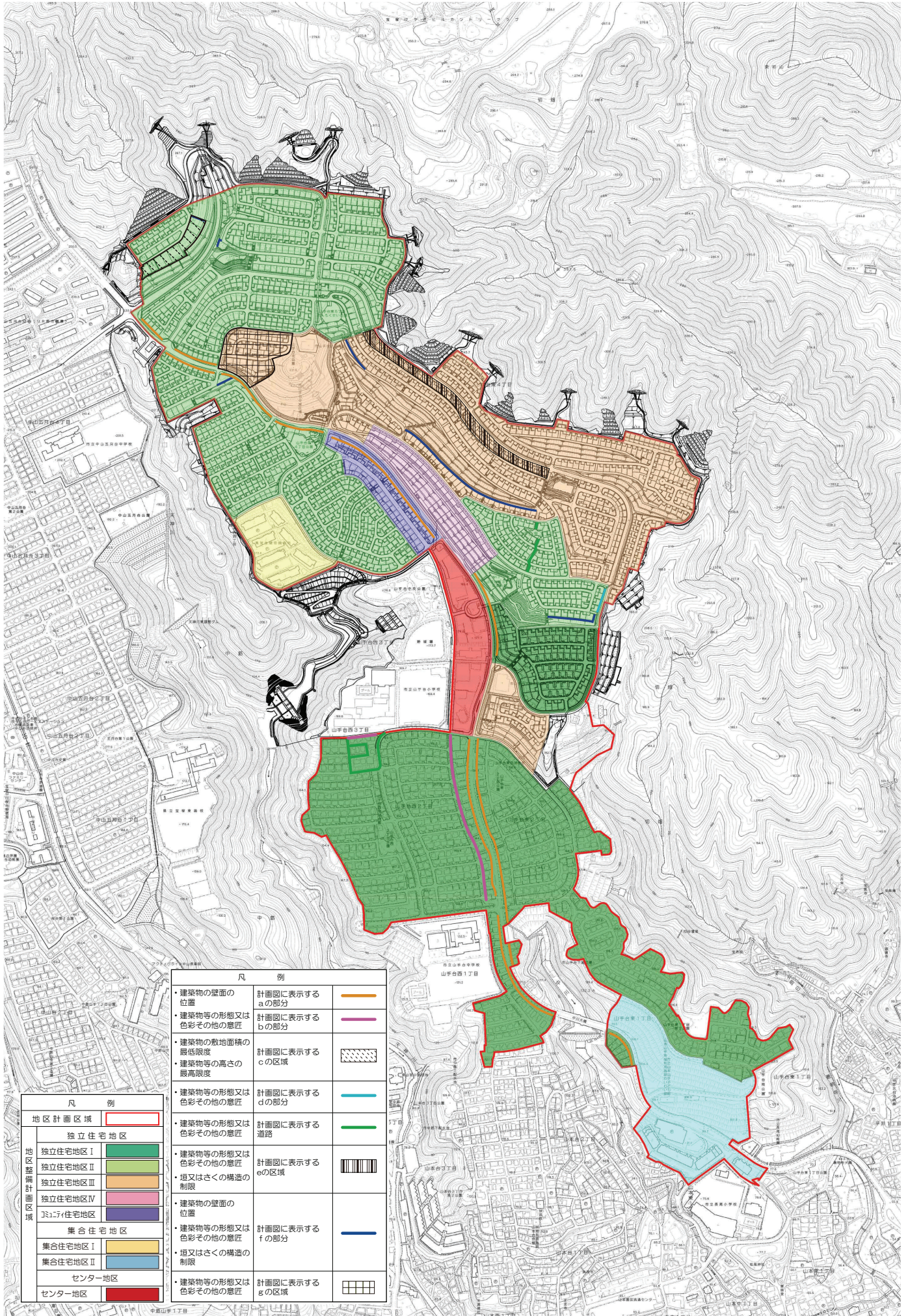
2 地区計画を定める土地の位置

宝塚市山手台西1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、山手台東1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目の各一部

3 地区計画を定める土地の区域

別紙のとおり

計画図（宝塚山手台地区）



凡 例		
• 建築物の壁面の位置	計画図に表示するaの部分	
• 建築物等の形態又は色彩その他の意匠	計画図に表示するbの部分	
• 建築物の敷地面積の最低限度	計画図に表示するcの区域	
• 建築物等の高さの最高限度	計画図に表示するdの部分	
• 建築物等の形態又は色彩その他の意匠	計画図に表示するeの区域	
• 建築物等の壁面の位置	計画図に表示するfの部分	
• 建築物等の形態又は色彩その他の意匠	計画図に表示するgの区域	

凡 例	
地区計画区域	
独立住宅地区	
独立住宅地区Ⅰ	
独立住宅地区Ⅱ	
独立住宅地区Ⅲ	
独立住宅地区Ⅳ	
2.5m以下住宅地区	
集合住宅地区	
集合住宅地区Ⅰ	
集合住宅地区Ⅱ	
センター地区	